（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（有価証券等仲介業務に関する禁止行為） **第百十一条**　その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（第一号において単に「特定金融サービス契約」という。）である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～十五　略］ 十六　顧客に対して、有価証券に係る次に掲げる書類が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付（当該文書に記載すべき事項を第九十一条第一項第五号又は第六号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号において同じ。）をしないで買付けの媒介又は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該有価証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。）。 ［イ・ロ　略］ ［号の細分を削る。］ ハ～ヘ　［略］ ト　イからヘまでに掲げる書類の訂正に係る書類であって英語で記載されたもの チ　［略］ ［十七～二十六　略］ ［2・3　略］	（有価証券等仲介業務に関する禁止行為） **第百十一条**　［同上］ ［一～十五　同上］ 十六　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　金融商品取引法第二十四条の四の七第六項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社四半期報告書 ニ～ト　［同上］ チ　イからトまでに掲げる書類の訂正に係る書類であって英語で記載されたもの リ　［同上］ ［十七～二十六　同上］ ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の廃止）

第二条　次に掲げる府令は、廃止する。

一　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

二　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

三　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

四　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の廃止に伴う経過措置）

第三条　金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項若しくは第三項若しくは第三条第一項又はこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる府令に定める財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法については、なお従前の例による。